

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手續に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和8年5月8日

盛岡地方法務局 筆界特定登記官

記

筆界特定手續の表示

手續番号	令和8年第1号、第2号
対象土地甲	盛岡市東中野字見石35番8
対象土地乙1	盛岡市東中野字見石37番4
対象土地乙2	盛岡市東中野字見石37番9

手續番号	令和8年第3号、第4号
対象土地甲	盛岡市東中野字見石37番6
対象土地乙1	盛岡市東中野字見石37番9
対象土地乙2	盛岡市東中野字見石37番4